

報 道 資 料

平成30年10月19日
総務部法務文書課
県政情報係 中島、橋本
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第210号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第295号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成30年10月18日
- ◎ 実施機関：県土マネジメント部 まちづくり推進局 奈良公園室
- ◎ 対象行政文書：
 - ・〇〇〇〇株式会社から奈良県知事宛てに提出された「吉城園周辺地区保存管理・活用事業」に係る公募型プロポーザル方式による募集に対する提出書類のうち、様式17-2 宿泊施設等事業収支計画（応募者記号A）
 - ・△△△△株式会社から奈良県知事宛てに提出された「高畑町裁判所跡地保存管理・活用事業」に係る公募型プロポーザル方式による募集に対する提出書類のうち、様式17-2 宿泊施設事業計画（応募者記号D）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：一部開示決定
 - 不開示部分：宿泊施設等事業収支計画及び宿泊施設事業計画に記載された客室稼働率、金額及び金額に関する記述の一部
 - 不開示理由：
 - ア 条例第7条第3号に該当
法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
 - イ 条例第7条第6号に該当
県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。

◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

本件行政文書は、吉城園周辺地区保存管理・活用事業を実施する民間事業者の公募において〇〇〇〇株式会社が実施機関に提出した提案書及び高畑町裁判所跡地保存管理・活用事業を実施する民間事業者の公募において△△△△株式会社が実施機関に提出した提案書のうち、宿泊施設等に係る20年間の収入及び支出の計画が項目毎に記載された一覧表である。

〇〇〇〇株式会社及び△△△△株式会社は、吉城園周辺地区保存管理・活用事業及び高畑町裁判所跡地保存管理・活用事業のそれぞれにおいて、優先交渉権者に選定されている。

2 本件決定の妥当性について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報とする旨規定している。

条例第7条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。

条例第9条は、「開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第1号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、実施機関は、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる旨規定している。

(1) 条例第7条第3号及び第6号該当性について

実施機関は、本件不開示情報について、条例第7条第3号ア及び第6号に該当すると主張しているの
で以下検討する。

実施機関は、本件決定において、吉城園周辺地区保存管理・活用事業及び高畑町裁判所跡地保存管理・活用事業（以下「本件事業」という。）を実施した場合に想定され今後20年間における各年度の売上高合計額、宿泊施設売上額、売上構成比、客室稼働率、ADR、飲料部門売上額及びその売上構成比、

その他売上額及びその売上構成比、G O P 及び宿泊施設等運営の営業総利益の金額、支出合計額、建物コストに係る金額、その他G O P 外支出額、委託料の金額他、F E E リザーブの額、運営純収入額、再投資の金額及びその内訳額並びに開業準備費の金額を不開示としている。

この点、実施機関は、本件不開示情報について、〇〇〇〇株式会社及び△△△△株式会社が宿泊施設を建設・運営していく中で蓄積してきた実績を総合的に勘案して、別の事業者が宿泊施設等を運営させることを想定して作成した、本件事業に係る事業収支をシミュレーションした結果であり、本件不開示情報を開示することにより、コンサルタント業務を行っている不動産会社としてのノウハウという正当な利益が損なわれるおそれがある旨説明している。

そして、〇〇〇〇株式会社及び△△△△株式会社は、顧客からの依頼に基づく調査、企画、立案等について、総合的な支援を行うことを業務の内容としていることから、本件行政文書は、コンサルタント業務の一環として作成されるものと同様の性質を有するものであると考えるのが相当である。

そうすると、本件不開示情報を公にした場合、〇〇〇〇株式会社及び△△△△株式会社が行う事業計画立案に係るコンサルタント業務の手法が把握され、それぞれの事業者の事業活動に影響を及ぼすおそれがあると考えられることから、両事業者の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

これらのことから、本件不開示情報は、条例第7条第3号本文に該当すると認められ、また、同号ただし書に規定する、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要な情報ではないことは明らかである。

以上のことから、本件不開示情報は、条例第7条第6号該当性を判断するまでもなく、条例第7条第3号アの不開示情報に該当する。

(2) 条例第9条該当性について

審査請求人は、実施機関は条例第9条に基づき本件不開示情報を開示すべきであると主張しているの
で、以下検討する。

条例第9条にいう「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第7条各号の不開示情報の規定に該当する情報であるが、実施機関の高度な行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味するものであると解されている。

そして、個別具体的な事例の特殊な事情によっては、条例第7条各号の不開示情報に該当する場合であっても、これを開示することによる公益が、不開示とすることによって保護される利益を優越すると認められる場合がありうると考えられる。

この点、審査請求人は、都市公園の目的に反するおそれがある、実施機関が直接行うに等しい公共事業と同様の性質を有する事業について、できる限りの情報を県民に知らせ、ホテル建設の可否を県民が選択できる状態にすることが必要であり、本件不開示情報を開示することは、条例第7条第3号及び同条第6号を超える高い公益性を有する旨主張している。

しかし、審査請求人は、条例第1条において規定されている情報公開制度の目的と同趣旨の主張を行っているに過ぎず、条例第7条各号に定める不開示情報は、情報公開制度の目的を踏まえてもなお、不開示とすることに合理的理由がある情報であることから、本件不開示情報について、実施機関が裁量的に開示しなければならない、本件特有の特殊な事情があるとは認められない。

これらのことから、実施機関が条例第9条を適用して本件不開示部分を開示しなかったことについて、裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められない。

以上のことから、本件不開示情報を条例第9条に基づき開示すべきであるとする審査請求人の主張は当たらない。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成29年	4月27日		
② 決定	平成29年	6月23日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	平成29年	9月7日		
④ 諮問	平成29年	10月20日		
⑤ 経過	平成30年	6月27日	第220回審査会	審議
	平成30年	7月24日	第221回審査会	審議
	平成30年	8月29日	第222回審査会	審議
	平成30年	10月5日	第223回審査会	審議